

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

# 入札案件概要書 (一般委託)

契約番号 : 6615

件名	(仮称) 障がい者ケアセンター建設工事家屋事前事後調査業務委託	
履行場所	海老名市社家二丁目 3449 番地ほか3筆	
期間	令和6年5月21日 ~ 令和6年12月13日	
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり	
予定価格	2,761,000 円 (税込)	2,510,000 円 (税抜)
最低制限価格	有り (開札後算定型) 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格 (50%) 未満の場合 ※ただし、予定価格 (税込) 100 万円以下の案件は除く。	低入札履行確認調査を実施します。詳細は低入札による履行確認調査取扱基準を参照してください。 <b>契約締結にあたっての制限等</b> ○ 前払金額の制限 <b>契約金額の15%以内 (海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限りませす。)</b> ※前払金の上限金額は5,000万円以下 ○ 業務主任者及び管理技術者の他案件 (本市入札案件) との兼任不可 <b>契約保証</b> 契約金額の30%以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 <b>※現金納付及び実績による免除はありません。</b> (ア) 金融機関又は保証事業会社の保証 (イ) 公共工事履行保証証券による保証 (履行ボンド) (ウ) 履行保証保険契約の締結 (定額てん補)	
入札方法等	条件付一般競争入札 (電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	505 損失補償調査	
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	第4区分	第1・第2区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○管理技術者は①及び②の資格・登録を有する者を配置すること。 ①建築士 ②補償業務管理者又は補償業務管理士(事業損失部門)	
	落札数制限	なし	
配置技術者について	本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。		
事前提出書類 (システム添付)	参加資格確認申請時にファイルを添付してください。 <u>ファイルは一つにまとめてください。</u> ○「配置技術者等の資格・実績等調書」(本概要書添付の調書を使用、次の書類を併せて提出) ・管理技術者の資格・登録及び3ヵ月以上の雇用を確認できる書類(雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し) <b>※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号(3箇所)にマスキング(黒塗り)をして提出してください。</b>		

**落札候補者が  
提出する書類**  
(FAX046-232-6574)

開札後、落札候補者は次の書類をFAXで提出してください。  
(落札候補者決定の翌開庁日午前10時まで。詳細は開札後FAXで通知します。)  
○委託業務主任者等選任届 及び 資格等 及び3ヵ月以上の雇用を確認できる書類（雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し）

**(仮称) 障がい者ケアセンター建設工事家屋事前事後調査業務委託**

**委託業務仕様書**

**海老名市**

## 第1章 総則

### 1-1 適用範囲

本仕様書は、海老名市(以下「甲」という。)が実施する「(仮称)障がい者ケアセンター建設工事家屋事前事後調査業務委託」(以下「本調査」という。)に適用する。本仕様書によるほか、本業務契約図書及び「用地調査等業務共通仕様書(国土交通省関東地方整備局)」(以下「標準仕様書」という。)をはじめ、業務遂行に関する諸法令を準用するものとする。

### 1-2 業務内容

本調査は、『(仮称)障がい者ケアセンター建設工事』による周辺家屋等の損害の有無を確認する資料を得る目的で対象物件を調査するものである。

### 1-3 委託範囲

本調査の作業範囲は、別添設計書及び図面に示す範囲とする。

### 1-4 適用図書

本仕様書に記載なき事項は、「標準仕様書」によるものとし、その詳細は監督員と別途協議の上、決定する。

### 1-5 優先順位

設計図書の優先順位は以下のとおりとする。

- 1 本仕様書
- 2 委託設計図書
- 3 標準仕様書

### 1-6 請負代金額の変更

家屋権利者の都合等により、調査家屋件数が減少した場合には請負代金を変更する場合がある。また、調査結果により、区分及び延べ面積が変更となった場合は、契約項目及び契約数量の変更を行うものとする。

## 第2章

### 2-1 業務の概要

本調査は、『(仮称)障がい者ケアセンター建設工事』の発注に伴い、本工事場所に近接する家屋・工作物に対して、工事着手前の現状把握を目的とした家屋事前事後調査を行うものである。

### 2-2 業務従事者の資格

本調査に従事する者(補助者を除く。)は、受託者(以下「乙」という。)に所属する者とし、管理技術者については次の資格のいずれも有する者でなければならない。なお、あらかじめ、氏名及び経歴等を記載して監督員に提出するものとする。

- ・建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第2条に規定する建築士
- ・補償業務管理者又は補償業務管理士(事業損失部門。社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者)

### 2-3 作業計画書の提出

調査にあたっては、事前に作業計画書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。また、調査を実施する際に、関係各所に対し事前に必要な書類は、乙においてこれを作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

### 2-4 土地(建物)への立ち入り

乙は、他人の占有する土地(建物)に立ち入る必要がある場合は、あらかじめ当該土地(建物)の所有者、または占有者にその旨通知するとともに承諾を得て、迷惑を及ぼさないように十分に注意しなければならない。

その際は、本市が発行する身分証明書を携帯することとする。

### 2-5 報告の義務

乙は、本調査実施期間中に、随時甲に進捗状況を報告し、必要に応じて甲に報告書を提出する事とする。

### 2-6 損害賠償及び紛争

本調査遂行中の乙の第三者に与えた損害及び第三者から受けた損害並びに紛争は、全て乙の責任において処理し解決するものとする。

### 2-7 疑義

本仕様書に関する疑義については作業着手前に明確にしておくものとする。また、作業着手後に疑義が生じた場合は甲の指示に従うものとする。

## 2-8 瑕疵等

乙は、本調査の完了後といえども、乙の過失等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに甲の必要と認める修正、補足その他必要な作業を乙の負担において行うものとする。

## 2-9 秘密の保持

乙は、本調査の遂行中に知り得た情報を甲の許可なく他に利用してはならない。

## 2-10 成果の帰属

本調査によって得られた全ての成果品は、甲に帰属するものとする。また、乙は甲の許可なく複製、または第三者に公表及び貸与、もしくは使用させてはならない。

### 2-11-1 成果品(事前調査)

本調査の成果品は、正1部、副1部を作成し、提出するものとする。

#### 1 家屋等配置図

調査先の家屋を住宅地図等に任意で番号整理すること。

#### 2 建物等調査一覧表

調査先の所有者、住所、調査日、建物概要、用途等を明記すること。

#### 3 事前調査表

所有者または使用者の確認印を、可能な限りとること。

#### 4 家屋等平面図

適切な縮尺で、調査年月日、所有者名、使用者名、方位、縮尺、部屋名、撮影箇所を記入。

#### 5 調査立会確認書・議事録

立会の記録、議事録を作成すること。

#### 6 写真帳

写真は番号を付けて、撮影箇所が分かるように整理すること。

家屋の内部、外部、外構等を撮影し、その他必要と思われる箇所を撮影すること。

ヘアクラック等通常の撮影では判別し難いものは近接撮影やクラックスケールを用いて撮影すること。

#### 7 調査報告書

資料をまとめ提出すること。

その他詳細については監督員と別途協議するものとする。

### 2-11-2 成果品(事後調査)

本調査の成果品は、正1部、副1部を作成し、提出するものとする。

#### 1 家屋等調査表(平面図・立面図)

適切な縮尺で、調査年月日、所有者名、使用者名、方位、縮尺、部屋名、撮影箇所を記入。

#### 2 建物等の調査立会確認書・議事録

所有者または使用者の確認印を、可能な限りとること。

#### 3 事後調査写真

写真は番号を付けて、撮影箇所が分かるように整理すること。

家屋の内部、外部、外構等を撮影し、その他必要と思われる箇所を撮影すること。

#### 4 調査報告書

資料をまとめ提出すること。

※その他詳細については監督員と別途協議するものとする。

## 2-12 検査

本調査は、成果品納入後、甲の検査に合格したことをもって完了とする。

なお、検査方法は、主に成果品により実施するが、必要に応じて現地立会も含むものとし、詳細は監督員と別途協議するものとする。


## 2-13 環境配慮

本調査は、本市の海老名環境マネジメントシステムの運用に伴い、「契約事業環境配慮マニュアル」の適用事業となる。よって、マニュアルに基づき別紙項目で対象となる事項について環境配慮に努めること。

## 2-14 その他

現地における事前調査は令和6年6月中旬までに完了させること。

令和6年10月初旬まで解体工事施工期間と想定しているため、現地事後調査の開始日程は海老名市と調整し決定すること。

 契約事業に関する環境要素

海老名市の契約事業における環境要素は以下の環境要素一覧表のとおりである。これらの環境要素は、生活環境並びに地球環境の保全及び向上を図るためにかかすことのできないものである。

### 環境要素一覧表

大分類	中分類	小分類
1 地域の自然環境・景観	(1)緑	①自然林、草原など面的な広がりを持つ緑
		②堤防、土手、法面、並木などの樹林帯又は草原など線的な連続性を持つ緑
	(2)水辺	河川や水路などとその堤敷及びそれに依拠する生態系
	(3)動植物	現にその土地に生息するか、又は最近まで生息していた動植物
2 地球環境	(1)資源	①石油類・金属等の鉱物資源
		②木材等の森林資源
	(2)大気	①自動車の排気ガス、ごみ焼却施設からのダイオキシン等による汚染を考慮すべき地域的な大気環境
		②公園、屋外体育施設などの砂塵による迷惑を考慮すべき局地的な大気環境
		③フロンガス、二酸化炭素等の放出による影響を考慮すべき地球規模の大気環境
	(3)水質	①公園、屋外体育施設、駐車場などの施設からの排水の影響を受ける水系
②土地の改変等による濁水等の影響を受ける水系		
③契約業務実施により影響を受ける地下水		
(4)土壌	畑、水田、砂利道等のほか舗装されていない剥き出しの地面	
(5)建設副産物	①一般廃棄物	
	②産業廃棄物	
		③リサイクルできる排出物
3 生活環境	(1)騒音	①業務実施に伴う作業機械の稼働による騒音
		②業務実施に伴う車両走行による騒音
		③公園、競技場等屋外体育施設での騒音
		④施設の空調機等電気・機械設備の騒音
	(2)振動	①業務実施に伴う作業機械の稼働による振動
		②業務実施に伴う車両走行による振動
		③施設の空調機等電気・機械設備の振動
(3)悪臭	施設等から排出される廃棄物等の悪臭	
(4)人の健康	①公園、競技場等屋外体育施設での健康増進、体力の向上	
	②薬剤等の使用による人への影響	
		③事業活動によって生じる人への影響
(5)地域生活環境	①公園、競技場等屋外体育施設又は他の施設等の夜間照明により影響を受ける周辺住民の生活環境	

□ 「計画・実施」時に配慮する事項

## 各種調査委託

作業	配慮事項	環境要素
1	報告書の用紙は再生紙を使用するように努める。	1-(1)-① 2-(1)-②
2	報告書の作成部数を削減するように努める。	1-(1)-① 2-(1)-②
3	報告書の内容及び構成を検討してページ数を減らすように努める。	1-(1)-① 2-(1)-②
4	現地調査等で車両を利用する場合は、作業効率を考慮し車両の使用回数を控えるよう検討する。	2-(1)-① 2-(2)-① 3-(1)-② 3-(2)-②
5	報告書を電子情報で管理し、紙の使用量を削減するように努める。	1-(1)-① 2-(1)-②
6	調査等に使用する車両は環境基準に適合した車両の使用に努める。 (電気自動車、ハイブリッドカー、低排出ガス車等の使用)	2-(1)-① 2-(2)-① 3-(1)-② 3-(2)-②
7	調査に使用するOA機器等の電源管理の徹底を図るように努める。	2-(1)-①

令和6年度

# 設計内訳書

(仮称)障がい者ケアセンター建設工事家屋事前事後調査業務委託

---



令和6年度

## 設計内訳書

設計用紙甲

委託件名	(仮称)障がい者ケアセンター建設工事家屋事前事後調査業務委託
委託場所	海老名市社家二丁目3449番地ほか3筆
設計金額	一 金 円 也
委託概要	<p>本委託は、(仮称)障がい者ケアセンター建設工事に伴う近隣建物3棟および工作物の家屋事前事後調査業務を委託するものである。</p> <p>業務内容(事前):打合せ協議(業務着手時、成果物納入時)、現場踏査、事前調査 業務内容(事後):打合せ協議(業務着手時、成果物納入時)、事後調査</p> <p>■建物概要 対象1:木造建物A(居宅) 70㎡以上130㎡未満 対象2:非木造建物(用途区分)イ(居宅) 鉄筋コンクリート造 200㎡未満 対象3:木造建物C(倉庫) 70㎡以上130㎡未満 対象4:工作物 100㎡未満</p> <p>※直接経費の材料費、旅費交通費、その他原価及び一般管理費等は金額に含むものとする。</p>
工期	令和6年5月21日 から 令和6年12月13日 まで
特記事項	

海老名市

内 訳 書

設 計 用 紙

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
①家屋調査費(事前)						
打合せ協議	業務着手時、成果物納入時	1.0	式			
現地踏査		1.0	式			
家屋調査	木造建物A 70㎡以上130㎡未満	1.0	棟			
家屋調査	非木造建物イ 200㎡未満	1.0	棟			
家屋調査	木造建物C 70㎡以上130㎡未満	1.0	棟			
家屋調査	工作物 100㎡未満	1.0	箇所			
①小計		1.0	式			

内 訳 書

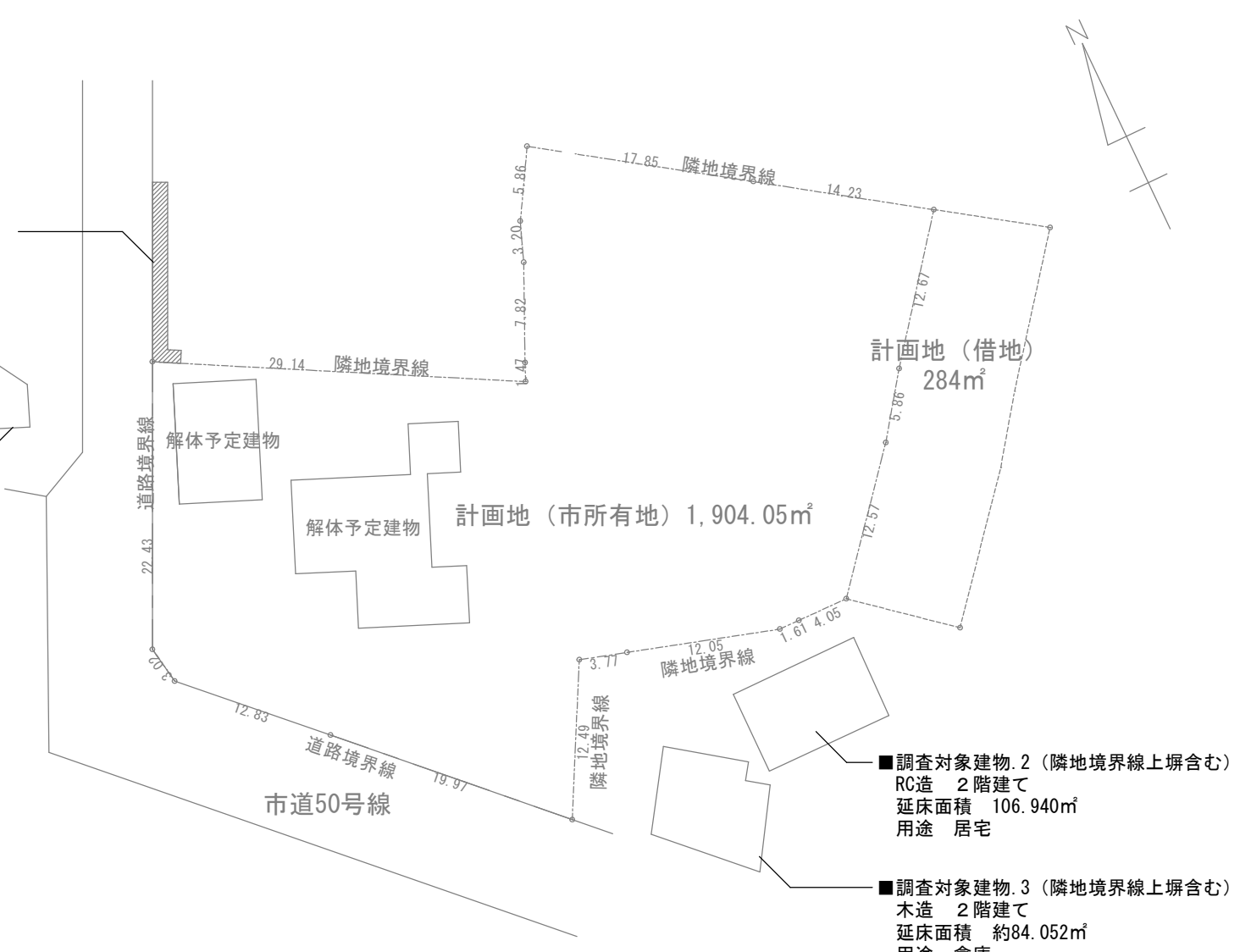
設 計 用 紙

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
②家屋調査費(事後)						
打合せ協議	業務着手時、成果物納入時	1.0	式			
家屋調査	木造建物A 70㎡以上130㎡未満	1.0	棟			
家屋調査	非木造建物イ 200㎡未満	1.0	棟			
家屋調査	木造建物C 70㎡以上130㎡未満	1.0	棟			
家屋調査	工作物 100㎡未満	1.0	箇所			
②小計		1.0	式			
①②合計		1.0	式			
消費税相当額	10%	1.0	式			
合計		1.0	式			



案内図 (NS)

- 調査対象工作物. 4  
塀 約15m
- 調査対象建物. 1  
木造 2階建て  
延床面積 99.16㎡  
用途 居宅



配置図 (S=1/500)

- 調査対象建物. 2 (隣地境界線上塀含む)  
RC造 2階建て  
延床面積 106.940㎡  
用途 居宅
- 調査対象建物. 3 (隣地境界線上塀含む)  
木造 2階建て  
延床面積 約84.052㎡  
用途 倉庫

※この図面は参考図であり、現状とは異なる場合があります。  
※対象建物の調査範囲は、契約後に対象者へ意向調査を行い、設計者および市担当者との協議の上、決定することとします。

## 配置技術者等の資格・実績等調書

認定番号 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

※同一開札日の案件において、配置技術者等の要件が同じで、同じ技術者で申請する場合は、技術者の添付書類は、最初の案件に1部添付で可とします。

※原則配置技術者の変更はできません。

入札案件名	( 契約番号 )
配置技術者等の要件 ※入札案件概要書からその他の要件の内容を転記	

氏名	
資格等名称・番号等	
資格等発行機関	
雇用年月日	年 月 日
当該業務の経験年数	
従事実績の概要 ※参加条件として実績を指定していない場合は <u>記入不要</u>	
契約件名	
発注者	
契約金額	
履行期間	
業務内容ほか	
添付書類	<input type="checkbox"/> 資格等を確認できる書類 (必須)
<small>※入札案件概要書で指定する書類のほか、添付する書類を記載</small>	<input type="checkbox"/> 恒常的・継続的な雇用の確認できる書類 (必須) (原則として、健康保険被保険者証の写し)
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>
※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。	

担当者様 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_